

導入促進基本計画

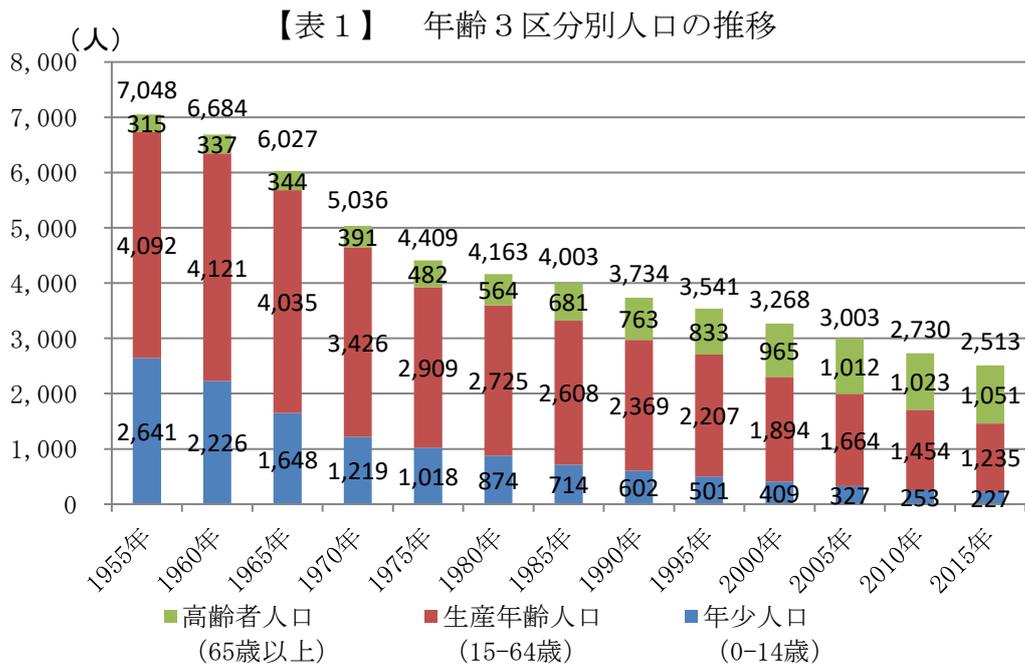
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 秩父別町の人口構造

秩父別町の人口は、1957年（昭和32年）の7,123人をピークとしてその後は減少を続け、1975年（昭和50年）の国勢調査結果は4,409人、2005年（平成17年）には3,003人、2015年（平成27年）には2,513人まで減少している。

また、65歳以上の高齢者人口比率は41.8%と、北海道より12.8%、全国より15.2%高くなっており、高齢化の進行が顕著に見られる。生産年齢人口（15～64歳）比率も全国より11.6%少ない49.1%、年少人口（15歳未満）比率は、全国より3.6%少ない9.0%となっており、近年の減少数はやや鈍化の傾向を示しているが、依然として若年層を中心とする流出及び出生数の減少が続き、年齢構成の高齢化が進んでいる。



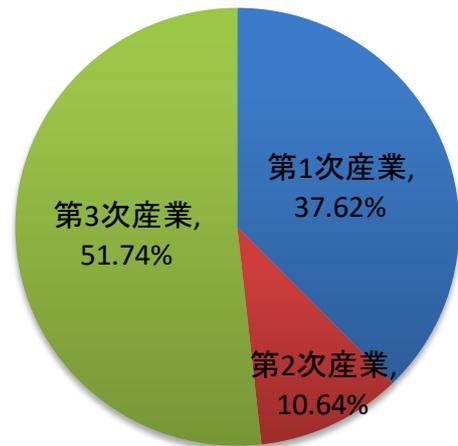
② 秩父別町の産業構造

本町の就業人口は、1960年（昭和35年）の3,717人をピークに減少を続け、2015年（平成27年）には1,175人まで減少している。産業構造を従事者別で見ると第3次産業（サービス業その他）が51.74%と最も高く、次いで第1次産業（農林漁業）37.62%、第3位が第2次産業（建設業、製造業）10.64%となっている。（平成27年国勢調査）

産業構造（従事者別）

【表 2】 秩父別町の産業構造

	従事者数	割合
第1次産業	442	37.62%
第2次産業	125	10.64%
第3次産業	608	51.74%



③秩父別町の中小企業者の実態

秩父別町における中小企業者の実態としては、全ての産業において人口減少と高齢化の影響による人材不足や後継者問題などに加え、多様化する顧客ニーズに対して、老朽化した既存の設備での対応が困難な状況であることから、今後は地域の中小企業等が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題となっている。

(2) 目標

町内の中小企業者等においては、今後設備の更新を進め従事者の減少や高齢化の中にあっても労働生産性の維持と付加価値を高め、次世代の担い手・働き手にとって魅力ある業種への発展を促していく必要がある。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

秩父別町の産業は、農業、建設業、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備に関しては、雇用拡大

等の観点から、町内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 2 条第 3 項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

秩父別町の産業は、町内に点在して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

（2）対象業種・事業

秩父別町の産業は多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率 3 % 以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 5 年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（2）健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。